

## 茨木市総合教育会議運営要綱（案）

## （趣旨）

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4（総合教育会議）第9項の規定に基づき、茨木市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （構成員）

第2 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

## （会議）

第3 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。

4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

## （会議の公開）

第4 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

## （議事録）

第5 市長は、会議の終了後遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

## （事務の調整）

第6 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

## （庶務）

第7 会議の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

## （その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

## 附 則

この要領は、平成27年8月26日から実施する。